

静岡県公安委員会規則第25号

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年10月20日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精治

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和52年静岡県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表				別表			
警察署名	名称	位置	所管区域	警察署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
静岡中央警察署	(略)	(略)	(略)	静岡中央警察署	(略)	(略)	(略)
	古庄交番	(略)	(略)		古庄交番	(略)	(略)
	本通交番	静岡市葵区本通6丁目2番地の2	静岡市葵区のうち 大鋸町、川辺町一・二丁目、駒形通二・三丁目、桜木町、新通一丁目、通車町、天王町、双葉町、本通5・6・7・8丁目、吉野町		本通交番	静岡市葵区弥勒一丁目4番13号	静岡市葵区のうち 大鋸町、川越町、川辺町一・二丁目、駒形通二・三・四・五・六丁目、幸町、桜木町、新通一・二丁目、清閑町、田町7丁目、天王町、通車町、双葉町、本通5・6・7・8・9・10丁目、本通西町、南安倍一・二丁目、南田町、弥勒一・二丁目、吉野町
水落交番	(略)	(略)	水落交番	(略)	(略)	(略)	
(略)				(略)			
弥勒交番	静岡市葵区弥勒一丁目4番13号	静岡市葵区のうち 川越町、駒形通四・五・六丁目、幸町、新通二丁目、清閑町、田町7丁目、本通9・10丁目、本通西町、南安倍一・二丁目、南田町、弥勒一・二丁目	(略)	弥勒本通交番	静岡市葵区弥勒一丁目4番13号	静岡市葵区のうち 大鋸町、川越町、川辺町一・二丁目、駒形通二・三・四・五・六丁目、幸町、桜木町、新通一・二丁目、清閑町、田町7丁目、天王町、通車町、双葉町、本通5・6・7・8・9・10丁目、本通西町、南安倍一・二丁目、南田町、弥勒一・二丁目、吉野町	(略)
(略)				(略)			
(略)				(略)			
(略)				(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年10月23日から施行する。